

福祉用具専門相談員養成講座

- 1 目的 介護保険制度の円滑な運営に資するため、指定居宅サービスとしての福祉用具貸与事業において必要な知識、技能を有する者の養成を図ることを目的とする。
- 2 主催 富山県
公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会
(富山県委託事業 富山県・富山市母子家庭等就業自立支援センター事業)
- 3 実施場所 富山県総合福祉会館 研修室
富山市安住町5番21号
- 4 研修期間 8日間 (50時間)
- 5 研修終了の認定方法 当講習会カリキュラムを全て受講できる者
修了試験において65点以上で合格とし、修了証書を
交付するものとする。

注意
介護福祉士資格をお持ちの方は、本講習会を受講しなくても
福祉用具専門相談員として福祉用具貸与事業所での勤務が可能です
- 6 受講資格 ひとり親家庭の母、父、寡婦
当講習会カリキュラムを全て受講できる者
- 7 受講手続 ホームページ、ちらしにて募集
申し込み書類を郵送、FAX、メール等で受付
締切日後受講案内を郵送
(ひとり親家庭の母・父・寡婦である証明書の添付が必要)
- 8 受講料 無料 テキスト代別途必要

* 託児サービスの利用対象児童は 3歳以上小学4年生までとします